

守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会の傍聴について（案）

令和5年 11月 日付

（傍聴の手続き）

- 1 傍聴の受付時間は、会議の30分前から受付を行い、原則10分前までとします。
- 2 会議の傍聴を希望される方は、到着順に受付で傍聴人受付簿に住所、氏名を記載してください。

（傍聴人の定員）

- 1 傍聴人の定員は10人までとします。（市議会議員を除く。）ただし、会議室の収容人数等を考慮し、定員を増加することがあります。
- 2 傍聴希望者数が定員を超えた場合は、受付の順番により傍聴人を決めさせていただきます。

（傍聴席に入場することができない者）

次に掲げる事項に該当する方は、会議を傍聴できません。

- (1) 会議の妨害となり、又は危険のおそれのあると認められる器物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) その他、委員長が傍聴を不適当と認めた方

（傍聴人が守るべき事項）

会議の傍聴にあたっては次の事項を厳守してください。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法で賛否可決を表明しないこと。
- (2) 静粛を守り、発言、私語を行わないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 会議の撮影、録音を行わないこと。
- (5) 携帯電話等、音の出る機器については、マナーモードにするか電源を切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨げになるような行為をしないこと。

（秩序の維持）

- 1 会議の円滑な運営を図るため、委員長が傍聴する方に対し必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができます。
- 2 委員長又は事務局の職員の指示に従わない場合、退場を命じることができます。

以上、会議を傍聴される方は、上記の事項を守られるようお願いいたします。